

少子化対策の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る実情や課題に関する調査業務 委託仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「少子化対策の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る実情や課題に関する調査業務」とする。

2 目的

我が国の出生数は統計調査開始以来、初めて80万人を下回るなど、少子化の流れに歯止めがかからない状況にある。その最大の要因は、婚姻数の減少であり、コロナ禍がさらにその動きに拍車をかけることになった。

こうした少子化の進行は、国家存続にも関わる大変な危機であり、安心して子どもを産み、育てられる社会を実現していくため、あらゆる対策を講じていく必要がある。

この点に関して、欧米では、事実婚家庭の子どもを法的に保護する制度がつくられており、例えばフランスでは、PACS（連帯市民協約）を結んだカップルとその子どもは、法律婚と同等の親子関係が保障されている。そのことがフランスの出生率の高さに繋がっているとの指摘もある。

そこで、少子化の観点から、結婚・子どもを巡る実情や課題、海外の事例・制度等を整理・分析するとともに、日本でも事実婚の子どもを法的に保護する制度等を導入する場合の効果や課題、法的な問題を整理するための調査を実施する。

3 業務内容

(1) 我が国の少子化の実態や要因に関する統計データ等の整理・分析

我が国の少子化の実態や要因について、統計データ等を用いて、定量的に整理・分析する。

(2) 我が国における婚姻制度や婚外子、事実婚の実情や課題の整理

我が国における婚姻制度や婚外子、事実婚の実情等について、有識者等から実情を聴取し、制度的な課題と合わせて整理する。

(3) 諸外国等のデータ等の整理・分析

フランス・スウェーデンを含む比較的出生率の高い国（5か国程度）を対象として、結婚や子どもを巡る実情や出生率の高い要因について調査するとともに、(1)で整理したデータ等調査内容と比較可能なデータ等を整理し、分析する。

(4) 諸外国における婚外子や事実婚の法的保護等に関する制度・事例の整理・分析

(3)で調査した国を対象として、家族政策や婚外子、事実婚の法的保護等に関する制度・事例を整理し、比較分析を行う。

(5) 諸外国の制度のニーズ等に関するアンケート調査の実施

少子化対策を目的にフランスのPACSのような制度を日本で導入する場合、ど

の程度理解やニーズがあるのかをアンケート調査により定量化する。

なお、アンケート調査の規模は、男女3,000人、20代から40代までを対象者としたものを基本とし、調査の詳細な手法については、発注者との間で別途、調整を行うこと。

(6) 我が国において婚外子や事実婚を法的に保護する制度等を導入する場合の効果や課題、法的な問題の整理

(1)～(5)を踏まえ、我が国において、諸外国のカップル支援策や婚外子、事実婚の法的保護等に関する制度を導入する場合の課題、法的な問題を整理する。

4 業務のスケジュール

2024年5月中旬	契約締結
2024年7月頃	3(1)及び(2)報告
2024年11月頃	3(3)及び(4)報告
2025年2月頃	3(5)及び(6)報告
2025年3月上旬	最終報告案提出

5 納入成果品

(1) 進捗状況報告

・調査の進捗状況について、業務スケジュールを踏まえながら、適宜報告する。

(2) 最終報告書

ア 報告書

- ・冊子(100頁程度、カラー印刷、A4判簡易製本) 10部
- ・電子データを記録したCD-R等 一式

イ 概要版

- ・A3判印刷(頁数は別途指示、カラー印刷、製本は不要) 10部
- ・電子データを記録したCD-R等 一式

ウ 参考資料(調査過程で収集・作成・整理した図表、グラフ、イラスト、写真、分析に使用した統計データ)

- ・冊子(頁数は別途指示、カラー印刷、A4判簡易製本) 5部
- ・電子データを記録したCD-R等 一式

※ 報告書は別途指示する日までに原稿案を委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等で作成した電子ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとする。

6 納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

7 委託業務期間

契約の日から 2025 年 3 月 21 日（金）まで

8 見積金額

10,000,000 円を上限とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

9 その他

- (1) 契約に当たり、具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 本業務に係る検査等が行われる場合は、協力すること。
- (7) 本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。